豊橋技術科学大学との取引における確認書

当社（当法人）は、豊橋技術科学大学との取引（豊橋技術科学大学以外の他機関が負担する経費を含む。）に当たり、相互繁栄の理念に基づき、信義誠実の原則に従って行うとともに、社会規範、法令はもとより、豊橋技術科学大学が定めた「豊橋技術科学大学会計規則」、「豊橋技術科学大学契約事務細則」、「豊橋技術科学大学工事請負等契約取扱要項」及び「豊橋技術科学大学との取引に関する基本事項」を確認し、遵守します。

当社（当法人）がこれに反する取引があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

平成　　年　　月　　日

国立大学法人豊橋技術科学大学長 殿

（社名）

（代表者役職・氏名）

　　印